はちのへ空き家解消ネットワーク事業者登録申込書

提出日:　　　　年　　月　　日

（あて先）はちのへ空き家解消ネットワーク事務局

|  |  |
| --- | --- |
| ふりがな氏　　名 |  |
| ※宅地建物取引業者は代表者名をご記入ください。 |
| 事務所等 | 所在地： |
| 名　称： |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| Ｅ-mail |  |
| 所属団体 | ※所属する団体を選択してください。□ 青森県宅地建物取引業協会　　□ 全日本不動産協会青森県本部□ 青森県司法書士会　　　　　　□ 青森県行政書士会□ 青森県弁護士会　　　　　　　□ 青森県土地家屋調査士会□ 青森県不動産鑑定士協会　　　□ 青森県建築士会□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**登録条件**

・「個人情報に関する誓約書」を提出すること。

・ネットワーク構成団体の会員であり、八戸を管轄する支部等に所属していること。

・宅地建物取引業者は、事務所を登録すること。

・宅地建物取引業者以外の各士業は、個人を登録すること。(所属する事務所名での活動は可能)

・宅地建物取引業者においては、八戸市の実施する空き家バンク協力事業者に登録すること。

・初回相談は無料（時間制限可）で対応すること。

・ネットワーク事務局へ対応案件の進捗状況や問題等の有無について規定の方法により報告すること。（ネットワーク内での情報共有は、原則としてEメールを使用すること。なお、将来的には効率化するためにITツール（グループ ウェア）の活用を想定しています。）

**注意事項**

・ネットワークでの活動は、市と各団体との協定に基づくものであり、市との契約による業務ではないことから、本活動の対価として市が報酬をお支払いするものではありません。